付議第4号

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を 定める規則の一部を改正する規則議案

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成20年高知県教育委員会規則第4号)の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する 事務の範囲を定める規則(平成20年高知県教育委員会規則第4 号)の一部を次のように改正する。

本則中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事 務の範囲を定める規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び主な内容

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により学校教育法が一部改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が設けられるとともに、県内での義務教育学校の設置が予定されていることに伴い、義務教育学校を追加しようとするものである。

2 施行期日

平成28年4月1日

新

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務 の範囲を定める規則(抜粋)

本則

公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第27条の4に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務であって、市町村(市町村の組合を含む。)立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場(同条例第3条に規定する共同調理場をいう。)の学校栄養職員を含む。)及び事務職員並びに市町村立の高等学校の定時制の課程の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師に係るものとする。

(1) • (2) 略

ĺΗ

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務 の範囲を定める規則(抜粋)

本則

公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第27条の4に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務であって、市町村(市町村の組合を含む。)立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員(共同調理場(同条例第3条に規定する共同調理場をいう。)の学校栄養職員を含む。)及び事務職員並びに市町村立の高等学校の定時制の課程の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師に係るものとする。

(1) • (2) 略